

# インフルエンザ がからない、ためないために



照会先 関市保健センター ☎ 24 - 0111

新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染力はやや強いものの、かかった方のほとんどが比較的軽症のまま数日で回復されている状況です。

また、今後は季節性インフルエンザの流行期となります。市民の皆さんは、日ごろの予防対策に努めていただき、インフルエンザにかからないようにしましょう。また、かかった方は早めに医療機関で受診しましょう。

## ①手洗い、うがいをしましょう

外出から戻ったら、石けんと流水でしっかり手を洗いましょう。指先、指の間など 15 秒以上かけて洗いましょう。流水が使えない時などは手指消毒剤の使用で補いましょう。  
また、手洗いと同様に帰宅後のうがいは効果的です。毎日の習慣にしましょう。

## ②規則正しい生活と、十分な休養を取りましょう

感染症は、体が疲れているなど抵抗力が落ちている時にかかりやすくなります。規則正しい生活と十分な休養で疲れにくい体にしましょう。

## ③かかった人は早めに受診し、外出時にはマスクなどを着用して周りの人にうつさないようにしましょう

せき、のどの痛みや急な発熱など、かかったかなと思ったら早めに医療機関で受診し重症にならないようにしましょう。受診する時は、まず、かかりつけ医に相談しましょう。

## せきエチケット

1. 周囲の人からなるべく離れましょう
2. せきやくしゃみをする時は他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう
3. せきやくしゃみを抑えた手を洗いましょう
4. マスクを着用しましょう

## ご理解とご協力をお願いします

インフルエンザの流行拡大を防ぐため、11月2日(月)から当分の間、市役所の窓口の担当職員はマスクを着用して業務にあたります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



## ～新型インフルエンザワクチンについて～

今回開発された新型インフルエンザワクチンの接種については、死亡者や重症者の発生をできるだけ予防することを目的として行われます。対象は、国が定めた**優先接種対象者**となります。

### ◆接種方法

#### ◎ワクチン接種には予約が必要です

市内のほとんどの医療機関で接種ができますが、接種には予約が必要です。予約期間中にワクチン接種ができる医療機関へ連絡してください。接種日については、予約をした医療機関から連絡があります。(予約期間終了後であっても、ワクチン接種を受けることができます。ワクチン接種ができる医療機関へ連絡してください。)医療機関へ予約や問い合わせをされる際には、診療時間などをよくご確認ください。

予約期間とワクチン接種開始日 (予定)			
	優先接種対象者	予約期間(予定)	接種開始日(予定)
1	医療従事者	なし	10月19日
2	妊婦	10月22日から随時	11月16日
	基礎疾患を有する者※	10月22日から随時	
3	1歳～小学3年生	11月12日～12月10日	12月17日
4	1歳未満の小児の保護者など	11月30日～12月30日	1月6日
5	小学4～6年生	12月前半～1月前半	1月後半
	中学生	12月前半～1月前半	1月後半
	高校生	11月前半～12月前半	1月前半
	65歳以上の高齢者	12月後半～1月後半	2月前半

注:この予定表は、10月20日現在のものです。今後、変更の可能性もあります。また、優先接種対象者以外の方の新型インフルエンザワクチンの接種は未定です。

※基礎疾患を有する者とは、特に重症化の危険性が高い方として、一定の基準に該当すると医師が判断した方です。優先接種の対象となる基礎疾患に該当するかは、主治医にお問い合わせください。

#### ◎複数の医療機関へ予約しないでください

接種日は医療機関ごとに抽選で決定します。他の方の接種が遅れてしまう可能性がありますので、複数の医療機関へ予約しないでください。

#### ◎ワクチン接種に必要なものは

妊婦、乳幼児は母子健康手帳など、中学生・高校生は学生証、その他被保険者証や住民票など、証明となるものが必要となりますので、予約時にご確認ください。

### ◆接種にかかる費用

実費負担です。2回接種で6,150円(同一医療機関の場合に限る)

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は助成制度があります。詳しくは関市保健センターへお尋ねください。

### ◆照会先 岐阜県新型インフルエンザ接種相談窓口(県保健医療課内) ☎058-272-8860

## 新型インフルエンザワクチン Q & A

**Q** 季節性インフルエンザワクチンは新型インフルエンザにも効果があるのでしょうか。

**A** それぞれのワクチンはそれぞれのインフルエンザにしか効果が無いと考えられています。季節性インフルエンザワクチンの接種を希望する場合は、12月中旬ごろまでに接種をすることが望ましいとされています。

**Q** 新型インフルエンザワクチンの海外産と国内産では何が異なるのでしょうか。

**A** 海外産のワクチンについては、①現時点では国内での使用経験・実績がないこと、②国内では使用経験のない免疫補助剤が使用されていること、③国内では使用経験のない細胞株を用いた細胞培養によって製造されているものがあること、④投与経路が筋肉内(国内産は皮下)であること、⑤小児に対しては用量が異なることなど、国内産と異なっています。

**Q** 優先接種対象ではない人は接種できないのですか。また優先接種対象者は新型インフルエンザワクチンを接種しなければならないのですか。

**A** 優先接種対象者以外の方についても、優先接種が終了次第、希望者が接種を受けられるようにする必要はあると考えており、今後の流行の状況、接種の状況や供給量なども踏まえ対応していきます。また今回の優先接種対象者についても接種義務が生じるものではありません。

**Q** 新型インフルエンザに感染した人でも、新型インフルエンザワクチンの接種が必要ですか。

**A** 一般的には、新型インフルエンザに感染して発症した方は、免疫を持っていると考えられるため、予防接種をする必要はないと考えられます。ただし、確実に新型インフルエンザに感染したと言えるのは、専門の検査でウイルスの確認が行われた方のみです。